



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4289号 2018.3.29 発行

### 介護打ち切り訴訟で岡山市が控訴 取り消しの地裁判決不服 山陽新聞 2018年3月29日

65歳を境に、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたのは不当だとして、脳性まひ患者の浅田達雄さん（70）＝岡山市中区＝が同市の決定取り消しなどを求めた訴訟で、岡山市は28日、原告側の主張をほぼ認めた岡山地裁判決を不服として、広島高裁岡山支部に控訴した。

大森雅夫市長は「一審における法令の解釈について上級審の判断を仰ぎたい」とコメントし、具体的な主張は控訴審で明らかにするとしている。

判決では、支援法の原則に従ってサービスを打ち切った岡山市の決定は「法の解釈・適用を誤った違法なもの」と指摘。市に決定の取り消しと慰謝料など107万5千円の支払いを命じた。支援法は65歳以上の障害者に介護保険の適用を優先する原則を規定しているが、厚生労働省は利用者の実情に応じて柔軟に運用するよう自治体に通知している。

原告弁護団の呉裕麻団長は「一審はあらゆる側面から検討した上で、岡山市の対応が明確に違法だと判断した。控訴は非常に残念」と話した。

社会保険審査会への不服申し立て件数(2016年度)



### 診断書、障害年金を左右 症状伝えるすべ必要 中日新聞 2018年3月29日

病気やけがで働けなくなった際の生活を公的にサポートしてくれる障害年金。ただ、資格を満たしたと思いついていても医師の診断によって受給できないケースが多く、不服申し立てが多発している。医師によって診断書の内容が大きく変わる例もあり、症状を正確に伝える必要があるという。

千葉県内に住む四十代の男性は二〇一四年、過去二年間受給してきた障害基礎年金を打ち切られた。

受給を始めたのは一二年八月。〇九年、脳出血で倒れ、失語症の後遺症となり営業の仕事が続けられなくなったことがきっかけだった。リハビリのため東北地方の実家に戻っていたころ、障害年金の受給資格があることを知った。

男性は初診日の時点で国民年金に加入していたため、年金法による障害等級二級以上で障害基礎年金が受給できる。地元の医師が作成した「言語障害」の診断書を基に日本年金機構の審査を受けた結果、二級の判定が出たため、毎月約六万五千円の障害年金を受け取っていた。

しかし、一四年、二年ごとの更新のため、再び診断書を年金機構に提出したところ「三級より軽く、障害に該当しない」と審査され、支給が停止された。二年前は「誰が聞いて

も理解できない」だった会話レベルが、このときに出した診断書では「電話による会話が家族は理解できる」に変わっていたためだった。

男性は当時、再就職を目指して東京都に居住。一人訪れた都内の医療機関で診断書の作成を依頼した。知人が付き添い、日ごろの状況を説明してくれた地元の医療機関での診察とは違い、その医療機関では第三者のサポートはなく、医師とのやりとりもほとんどなかったという。脳出血の後、一年半通ったリハビリ科医にはこれ以上の改善は見込めないと告げられ、自分でも症状が上向いた実感はなかった。医師の診断に疑問を感じたが、口を挟むのとはばかられた。

その後、社会保険労務士のサポートを受け、医療機関で医療ソーシャルワーカーに付き添ってもらったところ、男性は「重い言語障害の可能性がある」と診断され、年金機構に診断書を提出。現在、審査中だ。それまでは「症状は軽い」と判断されたため、診断書を書いてもらうことを断念したケースもあったが、ソーシャルワーカーが、医師に日常生活での男性の状況を説明してくれたことが大きかった。

男性は一五年に障害者枠で都内の企業に雇用されたが、手取りは月約十五万円。「障害年金がもらえないと、生活は厳しい」と審査結果を待ち続けている。

#### ◆生活状況の把握、医師も困難

厚生労働省によると、一六年度に社会保険審査会が受け付けた障害年金に関する審査請求（不服申し立て）は八百二十一件と、国民年金全体の九割を超える。厚生年金でも六割強だ＝図。

内容の内訳までは公表されていないが、障害年金に詳しい横浜市の社会保険労務士、相川裕里子さんは「診断書が適切に書かれていないと感じている人は一定数いるだろう」とみる。

障害年金の診断書には、本人の日常生活の状況を医師が記入する項目がある。たとえば、精神障害の場合、「適切な食事」や「金銭管理と買い物」といった設問について、「できる」や「助言、指導が必要」など四つの選択肢から回答する必要がある。

しかし、医師が患者の日常生活まで把握するのは容易ではなく、主観に頼らざるを得ない面もある。一方、患者の側も医師の前では、元気にふるまおうとする傾向があるという。

このため、「まずは病状を正直に申告することが大事になる」と相川さん。より正確性を期すなら、診察を受けるまでの生活状況を具体的に記録し、医師に見せる方法もある。一人で難しければ、家族などに代筆してもらったり、診察時に付き添ってもらったりしてもいい。

身近にサポートが得られない場合、有料だが社労士など専門家に申請を依頼する手もある。受診先の医療機関に患者の経済問題などをサポートする医療ソーシャルワーカーがいれば、相談や医師との仲介に無料で応じてくれる場合もある。（添田隆典）

#### 障害者解雇 倉敷の大量解雇 再就職へ不安の声「身体障害者向け少ない」「先を考えると...」 /岡山 毎日新聞 2018年3月29日



フィルの解雇者対象の合同雇用保険受け付け＝岡山県倉敷市本町の倉敷アイビースクエアで、小林一彦撮影

障害者を雇用する就労継続支援A型事業所を運営し、経営破綻したフィル（倉敷市）に解雇された人たちへの雇用保険受給手続きが、県内各地と広島県福山市のハローワークで実施されている。解雇された障害者の親族からは、再就職先の確保について不安の声が上がっている。

ハローワークは22日の高粱を皮切りに、26日は岡山・倉敷中央・総社の3カ所による合同説明会と、笠岡で開いた。合同説明会は午前中に総社市内、午後に倉敷市内であり、

計56人が訪れた。

倉敷会場となった倉敷アイビースクエア（倉敷市本町）では19人が受給手続きをした。その後、失業手当の受給や国民健康保険の軽減制度などの説明を受け、年金事務所や社会福祉協議会などのブースで相談するなどしていた。

相談していた倉敷市内に住む身体障害者の女性（32）は「解雇は突然で動揺した」と振り返る。大学卒業後、在宅でパソコン入力の仕事をしていたが、外に出たくて1年余り前からフィルのパソコン入力の職場に。一緒に会場を訪れた母親（60）は「フィルは職員が親切だった。でも、職員も知らないところで経営者が独断で突然の解雇を決めた」と憤り、「A型事業所は手作業の仕事のところが多く、娘のような身体障害者向けの仕事は少ない」と不安を口にした。

大学卒業後にフィルの事業所でパソコン入力の仕事をしていたという男性（26）の父親（60）は「息子は発達障害でコミュニケーションが苦手。それを分かってくれた上で息子のできるパソコン入力の仕事があるというのはありがたかった」と打ち明ける。「息子より私が先に亡くなるのだから、先のことを考えると不安。なんとか再就職先を見つけない」と話した。

フィルは今月15日で事業を停止し、障害者約170人を解雇した。4月13日には、解雇された障害者を対象に、一般事業所が参加する緊急就職面接会が倉敷市民会館で開かれる。【小林一彦】

#### 強制不妊手術 闇に光 義姉「障害者に春を」 初弁論 毎日新聞 2018年3月28日



旧優生保護法の下で強制された不妊手術について国に損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論を終え、会見する原告の義理の姉＝仙台市青葉区で2018年3月28日午後0時26分、喜屋武真之介撮影

「当事者たちの粘り強い一つ一つの活動がつながり、裁判につながった」――。障害者らへの強制不妊手術を認めてきた旧優生保護法（1948～96年）に対し、初の司法判断を仰ぐ国賠訴訟が28日、仙台地裁で始まった。傍聴席数の2倍以上の人が詰めかけ、車いすやろうの人も抽選の列に並ぶなど障害者の関心の高さも示した。原告の60代女性を支える義理の姉は「障害も個性。みんなの顔が見える社会になってほしい」と訴えた。

この日の弁論の後に開かれた記者会見。姉は支援者らに感謝を示した上で、「優生保護法（のイメージ）は冬の海の鉛色。暗い闇の中で障害者と家族は生きてきた」と語り、「裁判を通じて、それを春のブルー色にしたい」と語った。「障害者であっても個性があり、できることはたくさんある。それに気付くことが社会の責任。障害者のレッテルを払拭（ふっしょく）したい」と訴えた。

会見には10代で強制手術を受けたとして約20年にわたり被害を訴える活動を続けてきた宮城県の70代女性と、同じく10代で手術を強制されたと主張する東京都の70代男性も出席した。2人とも60代女性に続き、国を提訴する意向を示している。

70代女性はがんを患っており、「私の人生を返してほしい。これから、入院と手術が待っています。でも、これから（提訴に向け）前に進んでいきたい」と声を絞り出した。

不妊手術されたことを長い間周囲に隠してきたという70代男性は5年前、妻が亡くなる寸前に手術を受けたことを告白した。そのつらい経験を打ち明け「閉ざされた闇を開くことができた。強制手術を受けた人は大勢いるはず。勇気をもって前に出てきてほしい」と語った。

同法をめぐる問題で司法判断を問う段階までこぎ着けたことについて、原告の新里宏二弁護士団長は「（当事者たちの）一つ一つ粘り強い活動がつながり、点が線となった。変えていくのは被害者一人一人」と訴え、訴訟への参加を呼び掛けた。「当事者の高齢化が進んで

おり、(裁判を) なるべく早く進めたい。医師や憲法学者の出廷を検討し、事実こだわった裁判にしたい」と今後の展望を話した。【遠藤大志、岩崎歩、本橋敦子、早川夏穂】

解説 救済策提示は急務

半世紀近く続いた旧優生保護法の改正から22年を経て、国の責任を問う裁判が始まった。だが、原告の請求棄却を求めつつ、具体的な主張や説明を先送りした国の姿勢は、救済の在り方を議論し始めた国会などの動向を理由に「時間稼ぎ」しているようにみえる。

救済に向けた議論は、宮城県の60代女性が1月末、初の国賠訴訟に踏み切ったことで急展開を見せた。その1カ月後には、補償などを検討する超党派の国会議員連盟や政府与党の作業チームが発足した。

しかし、裁判での国側の姿勢について、原告側弁護団の新里宏二弁護団長は「国会での議論を念頭に置いている。(被告の国側は) 一定の方針が出るまで、時間を引き延ばしている」と疑念を抱く。

最悪の事態は、被告としての国が国会などの動向を見極めようとし、国会が裁判の結果を待とうとして、双方がすくみあうことだ。当事者の高齢化が進み、残された時間は少ない。司法判断が先か、政治解決が先かでなく、国も国会も全力を挙げて救済策を打ち出すべきだ。【遠藤大志】

#### 超党派議連がヒアリング 旧優生保護法下の不妊手術 共同通信 2018年3月29日

旧優生保護法下で知的障害者らへの不妊手術が繰り返された問題で、救済の在り方を検討する超党派の議員連盟(会長・尾辻秀久元厚生労働相)が29日、国会内で勉強会を開き、同意なく手術を施された宮城県の70代女性らへのヒアリングを行った。この女性は、手術に関する資料がないとされる人も含めた早期の救済を要望。議連は、当事者が置かれた状況などを把握し、議員立法も含めて補償など具体的な支援の仕組みを検討する。

一方、厚労省は4月末にも実態把握に向けた全国調査に着手予定。自民、公明両党の合同ワーキングチーム(WT)は調査結果を踏まえて議員立法による救済などを模索する意向で、政府の対応が注目される。

超党派議連の勉強会では、16歳で不妊手術を強いられ、約20年間にわたり宮城県から「資料がない」とされてきた70代女性が体験を証言。「毎日苦しんでいる。人生を返してもらいたい。私のように(手術を裏付ける)書類がない人は多い。みんな年取っているから早く前に進むようお願いしたい」と言葉を詰まらせながら訴えた。

知的障害を理由に不妊手術を施されたとして仙台地裁に国家賠償請求訴訟を起こした宮城県の60代女性の義姉も出席。「旧法自体に重い責任があり、今も優生思想はある。障害者と家族が安心して暮らせるよう国民の声を政治家の皆さんが拾い上げ、国会などで議論していただくことが国民の幸せになる」と話した。

「不良な子孫の出生防止」を目的とした旧法は1948年に施行され、96年に差別的条項を削除し、母体保護法に改定された。厚労省によると、旧法下で手術を受けた障害者らは約2万5千人とされ、うち1万6475人は本人同意がない強制とされている。

#### 強制不妊手術 救済法案提出「来年に」 議連会長が目標 毎日新聞 2018年3月29日

旧優生保護法(1948~96年)下で強制的な不妊手術を受けさせられた障害者らの救済を目指す超党派議員連盟会長の尾辻秀久元厚生労働相(自民)は29日、議員立法による救済法整備は来年の通常国会が目標になるとの考えを示した。27日に発足した与党ワーキングチーム(WT)と立法の必要性では一致しているとした上で「どんな資料が残っているか(の確認)がやっと始まった。時間はかかると思う」と述べた。議連会合後の取材に答えた。

尾辻会長は、会合のあいさつで、与党WTの動きに触れ「できれば来年の通常国会で法



律を作りたいと言っている」と説明。報道陣には「来年に（法案を）出すことが見えてきたら、こちらも一緒にやる。議員立法だと全会派の賛成が必要で、最後は議連が中心の作業になる」と述べた。救済の範囲については「疑わしきは救済すべきだという思いを貫きたいが、どこまでやれるか」と語った。手術を受けた当事者の高齢化を考慮して解決を急ぎたいとの見解も示した。

一方、与党WTのメンバーの一人は、取材に「(今年の) 臨時国会での提出は難しい。法案を出すとしても来年の通常国会以降だろう」との見通しを示した。当事者を特定するには、都道府県などに残る記録を精査する必要がある。厚生労働省はその調査を4月末以降に始め、取りまとめには数カ月かかるとみられる。さらに記録があった場合の当事者への伝え方や、救済の名目、範囲、規模などを詰める必要があり、与党WTが今後枠組みを議論する。【藤沢美由紀、阿部亮介】

### 福祉職員 障害者女性だまし性的虐待 大阪地裁が賠償命令 毎日新聞 2018年3月29日

堺市の通所施設「堺あけぼの園」を利用した知的障害の20代女性が、男性職員（31）から「結婚する」とうそを言われて性的虐待を受けたとして、運営元の社会福祉法人と男性職員に440万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁堺支部は29日、双方に計165万円の支払いを命じた。

### 避難所 性被害の闇 集団生活対策難しく 熊本県警 把握10件、潜在化も 熊本地震2年 西日本新聞 2018年03月29日

熊本地震の発生から2年近くになり、避難所などで起きた性被害の実態が明らかになりつつある。地震があった2016年度に熊本県警が把握した避難所や周辺でのわいせつ事案は、強制的な性交や盗撮など約10件に上った。「災害時は加害者の不安定な心理状況が、弱い立場の人に暴力の形で向かいがちだ」と、専門家は対策の難しさを指摘する。

地震から間もない16年4月下旬、熊本県内の指定避難所。避難者が寝静まった深夜、家族から離れた場所で寝ていた10代少女の布団にボランティアの少年が潜り込んだ。少女は服を脱がされ、体が固まった。助けを求める声を出せず、恐怖と痛みを耐え続けた。

少女の無料通信アプリLINE（ライン）のやりとりを見て、被害に気付いた母親が警察に被害届を出したが、「明らかな暴行、脅迫があったと認められない」として強制性交等罪は適用されず、少年は不起訴になった。一方、民事訴訟では被害が認定され、全面勝訴した。少女の母は「地震直後の混乱のまただ中で、娘が被害に遭うとは想像できなかった。娘の傷は一生消えない」と憤る。

県警によると、他にも「ボランティアを称する男からつきまとわれ、体を触られた」「段ボールで仕切ったスペースで容姿を撮影された」といった相談があった。被害者が申告しなかったり、避難所の管理者が通報しなかったりしたケースもあるとみられ、全容はつかめていない。

避難所での性被害は11年の東日本大震災でも相次いだ。国は13年に災害対策基本法を改正し、避難所の生活環境整備を自治体に求めた。さらに内閣府は16年4月に作成した避難所運営ガイドラインで「性犯罪防止策の検討が必要」と盛り込んだばかりだった。

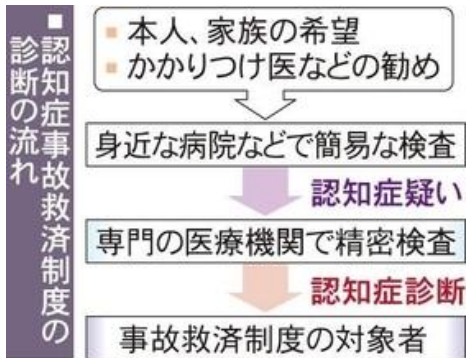
熊本地震の際も支援団体が相談先などを載せたポスターを県内700カ所の避難所に掲示したり、県警が巡回を強化したりしたが、被害は防ぎきれなかった。

東日本の被災地で性暴力被害の予防啓発活動などに取り組んだNPO法人「しあわせなみだ」（東京）の中野宏美代表は「不特定多数が避難所に集まるなど、災害時は性暴力被害のリスクが高まる」と指摘する。

減災と男女共同参画研修推進センター（東京）の浅野幸子共同代表は「性暴力は平時でさえ訴え出にくい。災害時は集団生活で個人情報漏れることを恐れて相談をためらった

り、相談を受けた人も精いっぱい被害者を支援につなげられなかったりするため、さらに潜在化しやすい」と指摘。「多くの市民が防災研修に参加し、災害時に性暴力が起こり得ることや、照明の配置など対策方法を知る機会を設ける必要がある」と提言した。

## 認知症事故賠償救済条例成立 2段階で検査し対象決定 神戸市



神戸新聞 2018年3月29日

28日に神戸市会が可決し、成立した「認知症の高齢者にやさしいまちづくり条例」には認知症高齢者らが事故を起こし、賠償請求を求められた場合、給付金を支給する救済制度の創設が盛り込まれた。給付金を受けるには指定された専門機関で診断を受けなければならないが、市はこうした受診費用の一部を助成する方針。

認知症の高齢者は増加傾向にあり、トラブルや事故を起こした場合、高額な賠償金を支払わなくてはならないケースが予想される。新たな救済制度は、

給付金を自動車損害賠償責任保険（自賠責）の上限約3千万円を参考にし、財源は納税者1人当たり年間400円程度の市民税超過課税を検討。2019年度中の制度開始を目指し、全国初になるとみられる。

## 寄贈 山形のメーカー、障害者の就労支援へリサイクルプラント 四日市 /三重



毎日新聞 2018年3月29日

作業所の代表に目録を手渡す「ヨコタ東北」の横田健二社長（左）＝四日市市で

ゴミを再資源化する作業を通じ、障害者の就労を支援しているNPO法人「みどりの家」（四日市市日永、猪野有里理事長）に、食品容器メーカー「ヨコタ東北」（山形県新庄市）からリサイクル用のプラントが寄贈されることになった。28日、四日市市内で授与式があった。

みどりの家は10年余り前、スーパーサンシ物流センター（四日市市河原田町）内にリサイクルセンターを設置。障害者らが同社のプラントを活用し、買い物ついでに持ち込まれたトレーなどの廃プラスチックを粉砕、溶解して再生原料のペレットを作っている。

ヨコタ東北はこれまでプラントを無償貸与して支えてきたが、再資源化の取り組みが軌道に乗ってきたことから、さらにゴミ削減と就労支援に役立ててもらおうと贈呈することになった。

授与式では猪野理事長が作業内容を紹介後、ヨコタ東北の横田健二社長から作業所の代表に目録が手渡された。【松本宣良】

## 写真展 難病患者らの力作展示 都城市役所 /宮崎 毎日新聞 2018年3月29日

都城市のボランティアグループ「サークル虹」が、難病患者や精神障害者らによる写真展を市役所1階の市民サロンで開催している。色鮮やかなアジサイなどを撮った力作約20点が並ぶ。30日まで。患者の生きがいにと毎年開催。約20人がグループに所属し、交流や募金活動にも取り組む。コスモス畑やヒマワリ、子供を撮った写真も。31日～4月16日は会場を同市早鈴町のイオン都城店に移す。瀬川由美子副会長（70）は「ボランティアへの関心も高まれば、未参加の患者さんは気軽に参加を」とPR。問い合わせは

瀬川さん0986・25・5243へ。【重春次男】

### 障害者雇用へ新会社 三光、特例子会社目指す

日本海新聞 2018年3月29日

産業廃棄物処理業の三光（境港市昭和町）が、障害者雇用を目的とした特例子会社の認定を目指して4月20日付で「サンライズさんこう」（同）を設立することになり28日、同市役所で中村勝治市長に報告した。設立後、厚生労働省に申請し、認定されれば市内初の特例子会社となる。



中村市長（右）にサンライズさんこうの設立趣旨などを説明する三光の三輪副社長（右から2人目）＝28日、境港市役所

### 特別支援学校 県内、生徒10年で1.2倍 支援教育への理解浸透 /香川

毎日新聞 2018年3月29日



木材を切り抜く生徒＝高松市の香川中部養護学校で、岩崎邦宏撮影

全国的に少子化が進む中、特別支援学校で学ぶ子どもが増加傾向にある。県内では昨年、1170人が在籍し、10年前の約1.2倍に増えた。特別支援教育への理解が浸透してきたことが背景にあるとみられる。一方、教員の2割以上が専門免許を持っておらず、県教委は免許の取得を促している。【岩崎邦宏】

「ギギギギ……」。1月中旬、高松市田村町の県立香川中部養護学校で高等部の男子生徒が電動糸のこ盤で木材を切り抜いていた。別の生徒が磨き、木工クラフトが完成する。社会で生活する力や働く力を身に着ける「作業学習」の一コマだ。

同校の作業学習は名刺を作る「印刷班」や置物を製作する「窯業班」など10班があり、1年ごとに各グループに分かれる。印刷班の高等部3年の男子生徒（18）は「自分で作ったものが外で売られ、買ってもらえるのがうれしい。社会に貢献できる仕事がしたい」。4月からは県内のうどん会社で正社員として働くという。

県教委によると、県内にある国公立の特別支援学校計9校で学ぶ児童・生徒は1170人（昨年5月1日現在）。2007年は982人だったが、ほぼ一貫して増加している。特に高等部は523人（同）で、07年から114人も増えた。普通学校の児童・生徒が1万5322人（同）と07年に比べて1割以上減っているのとは対照的だ。

特別支援学校の児童・生徒を巡っては、07年4月から学校教育法に障害のある児童・生徒の自立や社会参加を目指す特別支援教育が位置づけられた。また、障害者の雇用の場が広がっており、高等部から特別支援学校に入学する生徒も増えている。文部科学省特別支援教育課は「保護者に特別支援教育への理解が深まった」と説明する。

#### 教員不足が課題

一方、専門知識を持つ教員は不足している。特別支援学校の教員は一般的な教員免許に加え、特別支援学校の免許が必要だ。ただ、教育職員免許法は教員免許があれば「当分の間」は特別支援学校の教員になれると定めている。

文科省によると、県内の公立特別支援学校では教員589人（16年5月1日現在）のうち、21%に当たる124人が専門免許を保有していない。

免許取得には大学や教委の講習を受けるなどの必要がある。文科省は20年度までに保有率100%を目指しており、県教委も講習を開くなど免許取得を後押ししている。県教委特別支援教育課は「障害が多様化し、教員には幅広い知識が必要。今後、特別支援学校

の免許を持つ退職者が増えると、専門性をどのように維持していくかが課題になる」としている。

小豆島に新設へ

県教委は小豆島に特別支援学校を新設する計画を進めている。現在は約20人の生徒が高松市内の学校の寄宿舎に入ったり、通学したりしており、保護者から設置を求める声が上がっていた。

県内で特別支援学校の新設は1985年の県立香川丸亀養護学校以来で、早ければ2021年度の完成を目指す。小学部と中学部の20人程度を受け入れるという。

### (社説) 年金支給ミス 信頼回復へ業務見直し

朝日新聞 2018年3月29日

約10万4千人の年金の2月支給分が、本来の金額より少なかったことがわかった。逆に多く支払われた人も約4万5千人にのぼる。

日本年金機構がデータ入力を業者に委託し、その業者の処理がずさんだったためだ。4月支給分で過不足を調整するというが、あまりにお粗末である。

年金機構は原因を徹底的に究明し、業務を総点検すべきだ。入札のあり方を含む業者の選定方法、監督の仕組みなどを根本から見直す必要がある。

問題が起きたのは、年金に所得税がかかる人が控除を受けるのに必要な扶養親族等申告書のデータを入力する作業だ。一般競争入札にかけたところ、応募したのはこの業者だけだった。

これまでに30回以上、データ入力などの仕事をした実績があるが、今回のような500万人分を超える大規模な作業は初めてだったという。機構に示した計画書では800人で業務にあたるとしていたが、実際は百数十人しかいなかった。

契約上は手入力した後に2人で突き合わせて点検するはずだったが、業者は機械を使ってデータを読み込んでいた。この過程で誤入力や入力漏れが多発し、点検作業も怠っていた。

契約違反はこれにとどまらない。他の業者への再委託はできないのに、機械で読み込みづらい氏名やフリガナの入力作業を、中国にある関連会社に任せていた。厳重な管理が必要な個人情報を扱うことへの自覚に欠けると言うしかない。

年金機構も、業者が体制を整え、適正に作業しているかどうかのチェックが不十分だった。1月には再委託の違反を把握したが、代替りの業者が見つからず2月中旬まで委託を続け、被害を広げた。責任は重い。

年金記録のずさんな管理が問題となった旧社会保険庁が解体され、機構が発足して8年。業務の効率化は大きな柱で、保険料の未納者に対する督促や免除手続きの勧奨など、外部委託の範囲を広げてきた。

だが、年金の業務はとりわけ正確さと公平性が求められる。コスト意識は大事だが、安かろう悪かろうに陥っては本末転倒である。

今回の問題が発覚したきっかけは、申告書の記入方法が大きく変わり、記入ミスや未提出が多発したことだ。いまも91万人分で対応が必要だという。

多くのお年寄りが、難しい書類をいきなり送付されて戸惑ったことは想像に難くない。通知をわかりやすくし、手続きを簡素にする努力も欠かせない。

